地方章案 乙

ワ 3
717

登
門
號 717
卷

150

地方草案

明治三十六年十二月五日
安藤氏寫

目録

一 地方税之部 一
二 雑之部 二
検地之事 三
附 諸国天地悉皆検
検見之事 四

イ 稼之部 戸数並出生死亡之事
ロ 稼之部 牛馬之事
ハ 稼之部 船之事
ニ 稼之部 人力車之事
ホ 稼之部 諸職人之事
ヘ 遠国出稼之事
ト 雑税 会計之事
チ 引受之部 戸長役場之事
リ 伴小物税 会計
ヌ 雑之部 諸願届
ル 稼之部 諸願届

山内文庫

九七 雨降候而之
九八 家内不申候而ハ
九九 降候ハ
百 ハ
百一 ハ
百二 ハ
百三 ハ
百四 ハ
百五 ハ
百六 ハ
百七 ハ
百八 ハ
百九 ハ
百十 ハ
百十一 ハ
百十二 ハ
百十三 ハ
百十四 ハ
百十五 ハ
百十六 ハ
百十七 ハ
百十八 ハ

二十二條之事——

一二天紙

検地野帳

同人

検見

仁

又

十

一

ウ

一

五

七

十二
十三

十七

十七

二十

二二

二十二門

二十三

二十四

二十六

二十七

二十八 仲秋晴渡之分

二十九 恩賜新令

三十一

二十二

二十三 年遷

三十四 [illegible]

一 [illegible]
[illegible]
[illegible]
[

上同さる年
大谷五左衛門
大谷平七中分

そもそもかくしことくさる
さる年林家和さるこ
みそれ約さる候さる
とも二をのく隆七
さる年七中分七百姓作法年
るしまこ中さん
隆七ん分多
物申すの

二十九 一報さし事

千村主殿さるも

第一條 本組織ハ名ヲ○○組合ト稱シ事務所ヲ○○ニ置ク

第二條 本組合ハ組合員ノ共同ノ利益ヲ擁護シ且ツ其ノ福祉ヲ増進スルヲ以テ目的トス

第三條 本組合ハ前條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フ

一 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

二 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

三 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

四 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

五 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

六 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

七 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

八 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

九 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

十 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

第四條 本組合ノ區域ハ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

第五條 本組合ノ組合員ハ本組合ノ區域内ニ住所ヲ有スル者ニシテ本組合ノ趣旨ニ賛同シ加入シタル者ヲ以テ之ヲ組織ス

第六條 本組合ニ加入セントスル者ハ住所氏名ヲ記載シタル書面ヲ以テ組合ニ申込ムモノトス

第七條 組合員ハ左ノ場合ニ於テ脱退スルコトヲ得

一 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

二 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

三 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

第八條 組合員ニシテ左ノ場合ニ該當スルモノハ除名ス

一 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

二 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

三 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

第九條 組合員ニシテ脱退又ハ除名ニ依リ資格ヲ失ヒタル者ハ既納ノ出資金ノ返還ヲ請求スルコトヲ得ス

第十條 組合員ニシテ脱退又ハ除名ニ依リ資格ヲ失ヒタル者ハ本組合ノ財産ニ對シ何等ノ權利ヲ有セス

第十一條 本組合ニ出資一口ノ金額ハ○○圓トス

第十二條 出資ノ口數ハ一人ニ付○口以内トス

第十三條 出資ノ拂込ハ一口ニ付○○圓ヲ加入ノ際一時ニ拂込ムモノトス

第十四條 本組合ニ左ノ役員ヲ置ク

一 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

二 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

三 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

第十五條 役員ハ組合員ノ中ヨリ總會ニ於テ之ヲ選擧ス

第十六條 役員ノ任期ハ○年トス

第十七條 役員ニシテ左ノ場合ニ該當スルモノハ總會ニ於テ之ヲ解任スルコトヲ得

一 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

二 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

三 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

第十八條 役員ニシテ左ノ場合ニ該當スルモノハ總會ニ於テ之ヲ解任スルコトヲ得

一 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

二 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

三 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

第十九條 役員ニシテ左ノ場合ニ該當スルモノハ總會ニ於テ之ヲ解任スルコトヲ得

一 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

二 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

三 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

第二十條 役員ニシテ左ノ場合ニ該當スルモノハ總會ニ於テ之ヲ解任スルコトヲ得

一 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

二 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

三 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

第二十一條 本組合ニ左ノ役員ヲ置ク

一 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

二 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

三 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

第二十二條 役員ハ組合員ノ中ヨリ總會ニ於テ之ヲ選擧ス

第二十三條 役員ノ任期ハ○年トス

第二十四條 役員ニシテ左ノ場合ニ該當スルモノハ總會ニ於テ之ヲ解任スルコトヲ得

一 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

二 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

三 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

第二十五條 役員ニシテ左ノ場合ニ該當スルモノハ總會ニ於テ之ヲ解任スルコトヲ得

一 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

二 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

三 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

第二十六條 役員ニシテ左ノ場合ニ該當スルモノハ總會ニ於テ之ヲ解任スルコトヲ得

一 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

二 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

三 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

第二十七條 役員ニシテ左ノ場合ニ該當スルモノハ總會ニ於テ之ヲ解任スルコトヲ得

一 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

二 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

三 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

第二十八條 役員ニシテ左ノ場合ニ該當スルモノハ總會ニ於テ之ヲ解任スルコトヲ得

一 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

二 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

三 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

第二十九條 役員ニシテ左ノ場合ニ該當スルモノハ總會ニ於テ之ヲ解任スルコトヲ得

一 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

二 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

三 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

第三十條 役員ニシテ左ノ場合ニ該當スルモノハ總會ニ於テ之ヲ解任スルコトヲ得

一 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

二 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

三 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

一村之内之田畑之
五石以上実合有之
者帳面に拾石毛拾石入者和
上拾石以下之出合絵化し当之川奈
山数引一川之
之
第三切添之事
一古田畑、地続絵切添
之
第四切添之事
一古田畑、地続絵切添
内之
第五切添之事

新田畑之
切添之事

第六
一古田畑、地続絵切添
之
第七
一古田畑、地続絵切添
之
第八
一古田畑、地続絵切添
之
第九
一古田畑、地続絵切添
之
第十
一古田畑、地続絵切添
之
第十一
一古田畑、地続絵切添
之
第十二
一古田畑、地続絵切添
之
第十三
一古田畑、地続絵切添
之
第十四
一古田畑、地続絵切添
之
第十五
一古田畑、地続絵切添
之
第十六
一古田畑、地続絵切添
之

新田十七ヶ年——

畑方作

一畑方作 新田十七ヶ年ニ成ル 畑ニ作ル 新田十七ヶ年ニ成ル

一畑方作 新田十七ヶ年ニ成ル

一田方作 新田十七ヶ年ニ成ル

一田方作 新田十七ヶ年ニ成ル

一畑方上ゟ上ゟ 新田十七ヶ年ニ成ル

一畑方上ゟ上ゟ 新田十七ヶ年ニ成ル

一田方上ゟ上ゟ 新田十七ヶ年ニ成ル

一畑方上ゟ上ゟ 新田十七ヶ年ニ成ル

六十一 什之一 生——

六十二 出月再 生——

六十三 上大夫之一 生——

六十四 諸侯之 生——

六十五 百祥 生——

一 稱代ニ用ヒ又ハ指定ノ意ヲ表ス
右ニ注ス

六十六 莊
萬葉ニ家ノ字ヲ書ケル所ニ多ク用ヒラレタリ

六十七 院
萬葉ニ垣ノ字ヲ書ケル所ニ多ク用ヒラレタリ
又和名ニ加岐ト訓ス

六十八 手
萬葉ニ手ノ字ヲ書ケル所ニ多ク用ヒラレタリ
又和名ニ加比奈ト訓ス

六十九 山至ニ八事
萬葉ニ山ノ字ヲ書ケル所ニ多ク用ヒラレタリ
又和名ニ夜末ト訓ス

七十 甲
萬葉ニ甲ノ字ヲ書ケル所ニ多ク用ヒラレタリ
從ヒテ右ニ注ス

一 階 萬葉ニ階ノ字ヲ書ケル所ニ多ク用ヒラレタリ
又和名ニ加岐波之ト訓ス

一 同 萬葉ニ同ノ字ヲ書ケル所ニ多ク用ヒラレタリ
末ニ注スル所ヲ見ヨ

一 右ニ注スル所ノ外猶多シ

一 萬葉集ニ出ル名

一　仁平元年辛未年

一　久寿二年乙酉年

大炊御門

大炊御門

大炊御門

大炊御門

上等ノ米ヲ以テ醸造シタル酒ヲ謂フ

第九 清酒ニ付テハ

斗
石
百十

百一

百石 田畑永荒引

一高弐百石

上田弐拾石弐斗弐升

中田弐拾石

下田弐拾石

弐百五拾石

納辻

拾五年

上畑弐拾石

中畑弐拾石

下畑弐拾石

弐百五拾石

納辻

拾五年

御目録之儀ハ文化十四年ニ御渡被成候ニ付而ハ其節之御城下会所ニ而御渡被成候筈ニ候得共其節ハ御城下会所ニ而ハ御渡被成候ニ付而ハ

百十 種有之候ニ付
一種有之候ニ付
一種有之候ニ付
一

第十一 水害予防ノ施設ヲ怠リシ事

一 水害予防ノ為メ堤防ヲ築造シ又ハ樹木ヲ植栽シ若クハ
其他ノ施設ヲ為スニ当リ地主ノ承諾ヲ得ルニ付テハ
地主ニ於テ正当ノ理由ナクシテ之ヲ拒絶シ又ハ承諾
ヲ与フルニ付テ不当ノ条件ヲ附シタルトキハ地方長官
ハ其ノ地主ニ対シ相当ノ処分ヲ為スコトヲ得

第十二 前条ノ処分ニ関スル訴願ハ地方長官ニ之ヲ為スヘシ

一 訴願ニ対スル裁決ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴
スルコトヲ得

第十三 水害ノ為メ堤防ヲ決壊シ又ハ水門ヲ破壊シタル
トキハ其ノ地主ハ之ヲ修築スヘシ

一 水害ノ為メ堤防ヲ決壊シ又ハ水門ヲ破壊シタルトキ
ハ其ノ地主ハ之ヲ修築スヘキ義務ヲ負フ

第十四 水害ノ為メ堤防ヲ決壊シ又ハ水門ヲ破壊シタル
トキハ地方長官ハ其ノ地主ニ対シ期日ヲ定メテ之ヲ修
築スヘキ旨ヲ命スルコトヲ得

一 水害ノ為メ堤防ヲ決壊シ又ハ水門ヲ破壊シタルトキ
ハ地方長官ハ其ノ地主ニ対シ期日ヲ定メテ之ヲ修築
スヘキ旨ヲ命スルコトヲ得

第十五 地主ニ於テ前条ノ命令ニ従ハサルトキハ地方長
官ハ之ヲ修築スヘシ

一 地主ニ於テ前条ノ命令ニ従ハサルトキハ地方長官ハ
之ヲ修築スヘシ

[illegible]

一田壱畝拾歩

[illegible]

百十八 川合村

[illegible]

一川合村[illegible]村江之[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

第九 畑永田ニ

一ニ畑ノ田ニ永ク畑ニ成ル田ヲ畑永田ト云ヒ又ハ畑ニ成ル年ヲ定メ畑ニ成ル田ヲ畑年田ト云ヒ又ハ荒田ニ永ク畑ニ成ル田ヲ畑永田ト云ヒ又ハ荒田ニ

曲ヲ主ノ如キ等級ヲ定メ
各同種ノ曲ヲ主ノ如キ
術用曲ヲ主ノ如キ
曲ヲ主ノ如キ等級ヲ
曲ヲ主ノ如キ等級ヲ
曲ヲ主ノ如キ
術同曲ヲ主ノ如キ
曲ヲ主ノ如キ
各等級ヲ定メ
各等級ヲ定メ
等級ヲ定メ
等級ヲ定メ曲ヲ主ノ如キ
各等級ヲ定メ曲ヲ主ノ如キ
術同曲ヲ主ノ如キ曲ヲ主ノ如キ
等級ヲ定メ曲ヲ主ノ如キ
各七等ノ
術同曲ヲ主ノ如キ
五尺半 三尺地ヲ加シ
十三尺 改正面第一
日第一条ヲ改ム

3 年 11 月